

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

| | |
|---------|---------------------------|
| 法人名・施設名 | 社会福祉法人伯耆町社会福祉協議会 |
| 監査の種類 | 社会福祉法人指導監査 |
| 監査実施日 | 令和6年8月29日 |
| 実地・書面の別 | 実地 |
| 監査担当課 | 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課 |

総評

- ・ 補正予算を編成する場合は、理事会及び評議員会の決議を受けること。

| 文書指摘事項 | 是正・改善状況報告 |
|---|---|
| <p>1 補正予算について、定款の定めにより理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならないとされているが、会長専決により補正し、事後に理事会及び評議員会で決議しているものがあった。</p> <p>ついては、予算変更の必要がある場合には、補正予算を作成し、理事会及び評議員会の決議を受けること。</p> <p>また、緊急な対応が必要な場合などは、決議の省略により意思決定を受ける、又は流用や予備費の活用などによること。</p> <p>なお、本件については前回も文書指摘しており、その際、貴法人は「今後は、予算の補正については、理事会及び評議員会の承認決議を得ることとする」と回答しているものの改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p style="text-align: center;">（定款第38条）（経理規程第18条、第20条、第21条）</p> <p style="text-align: center;">（法第45条の9第10項によって準用される一般法人法第194条、法第45条の14第9項によって準用される一般法人法第96条）</p> <p style="text-align: center;">留意事項2（2）</p> | <p>指摘の事案については、厳寒時期（2月）において、介護事業所の給湯器が使用不能となり至急の更新が必要でやむなく行ったものである。</p> <p>今後は、緊急的な対応が必要な場合には定款に基づき、決議の省略の検討や、また、予備費の活用等も念頭に入れての予算組みを行いたい。</p> |